

分別収集計画



令和7年6月

鹿児島県徳之島町

徳之島町分別収集計画

令和 7 年 6 月

1 計画策定の意義

現在の便利で豊かな生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムの上に成り立っている。しかし、その社会経済システムは、地球環境に少なくない負荷を与えており、将来において真に快適でうるおいある環境を創造していくためには、これまでのライフスタイルを見直し、廃棄物循環型の「ごみゼロ社会」を形成していくことが必要である。

徳之島町においても、例外ではなく生活が豊かになるにつれ、ごみの発生量は増加しており、その処理が困難性を深めている現状がある。ごみ問題を解決していくための根本的な方策は発生抑制にあるが、一方で、排出されたごみは、分別収集し、極力資源化を図っていく事が重要であり、それが「ごみゼロ社会」の構築につながっていく。そのためには、全ての主体がそれぞれの立場で、その役割を認識し、かつ、実行していくことが重要である。

本計画は、このような背景から、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づき策定されるものであり、一般廃棄物の中でも相当量を占めるといわれる容器包装廃棄物を分別収集することにより、再生資源の有効利用及び最終処分量の軽減化を図ることを目的とするものである。

2 基本的方向

2-1 基本的方向

本計画を実施するに当たって基本的方向を以下に示す。

- ① 町民、事業者、町（行政）の役割分担を明確化し、それぞれが確実に行動できる分別収集システムを構築する。
- ② リサイクルの経済効率を高めるための、回収物の高純度化を目指す。

2-2 役割分担

本計画における各主体の基本的な役割分担は以下のとおりとする。

- 町 民：手元分別の徹底、分別排出のルール遵守
事 業 者：事業活動に伴って生じた廃棄物の減量化・再利用・適正処理
町（行政）：分別収集計画の策定、計画の周知、収集、運搬
広 域 連 合：選別・保管

3 計画の期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2号第1号)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	255.49t	252.24t	249.03t	245.87t	242.73t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2号第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、町(行政)、広域連合がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- ごみ排出ルールの周知徹底を図る。
- 環境問題に関するPR、啓発、教育活動を強化する。
- 分別収集に協力しやすい環境づくりを推進する。
- マイバックキャンペーンによるレジ袋の削減・過剰包装の抑制。
- ごみ減量・リサイクルに関して町民・事業所・町(行政)・広域連合が意識を統一する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び

当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

収集体制、分別区分、処理施設の状況、町民の協力度及び地域特性等を総合的に勘案各主体が分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を下表のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ・ 無色のガラス製容器 ・ 茶色のガラス製容器 ・ その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	食品トレイ・カップ麺容器等

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	R8		R9		R10		R11		R12	
主としてスチール製の容器	41.26t		40.73t		40.21t		39.70t		39.19t	
主としてアルミ製の容器	35.50t		35.05t		34.60t		34.16t		33.72t	
無色のガラス製容器	(合計) 7.37t		(合計) 7.28t		(合計) 7.19t		(合計) 7.10t		(合計) 7.01t	
	(引渡額) 7.37t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 7.28t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 7.19t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 7.10t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 7.01t	(独自処理額) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 20.18t		(合計) 19.92t		(合計) 19.67t		(合計) 19.42t		(合計) 19.17t	
	(引渡額) 20.18t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 19.92t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 19.67t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 19.42t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 19.17t	(独自処理額) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 18.83t		(合計) 18.59t		(合計) 18.35t		(合計) 18.12t		(合計) 17.89t	
	(引渡額) 18.83t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 18.59t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 18.35t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 18.12t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 17.89t	(独自処理額) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.00t									
主として段ボール製の容器	103.92t		102.59t		101.28t		99.98t		98.70t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料を充てんするためのもの	(合計) 27.43t		(合計) 27.08t		(合計) 26.73t		(合計) 26.39t		(合計) 26.05t	
	(引渡額) 0t	(独自処理額) 27.43t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 27.08t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 26.73t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 26.39t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 26.05t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.00t									
	(引渡額) 0	(独自処理額) 0.00t								
(うち白色トレイ)	(合計) 0.00t									
	(引渡額) 0	(独自処理額) 0.00t								

**9 各年度において得られる分別基準適合の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装
リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める者の量の見込みの算定方法**

(令和6年度の収集実績) × (直近の人口の変動率)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
9,506人 (対前年度年比) -1.28%	9,384人 (対前年度年比) -1.28%	9,264人 (対前年度年比) -1.28%	9,145人 (対前年度年比) -1.28%	9,028人 (対前年度年比) -1.28%

10 分別収集を実施するものに関する基本的な事項 (法第8条第2項第6号)

資源物として下表に示す容器補装廃棄物を収集する。分別収集は、現行の収集体制
(町による定期収集) を活用する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
金属	アルミ	缶	町の資源ごみ収集	広域連合
	スチール			
ガラス	無色ガラス	ガラスびん	町の資源ごみ収集	広域連合
	茶色ガラス			
	その他のガラス			
紙類	紙パック	紙パック	町の資源ごみ収集	広域連合
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町の資源ごみ収集	広域連合
	発泡スチロール	食品トレイ・ カップ麺容器等		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

平成15年度より広域連合徳之島愛ランドクリーンセンターが稼働しており収集・運搬された資源ごみは、同施設内において選別・圧縮形成し、保管される。

分別収集に供する施設整備計画の例

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	選別・保管等
アルミ製容器	缶類	袋	ダンプ車	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
スチール製容器				
無色ガラス製容器	ガラスびん	袋	ダンプ車	
茶色ガラス製容器				
その他のガラス製容器				
紙パック	紙パック	縛る	ダンプ車	
段ボール	段ボール	縛る		
ペットボトル	ペットボトル	袋	ダンプ車	
発泡スチロール	食品トレイ・ カップ麺容器	袋	ダンプ車	

12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ① 町民や事業所の意見要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進める。
- ② 町民に、ゴミ・資源物の正しい分け方・出し方の手引書を配布し分別収集の啓発に努める。